

東村山市少年軟式野球連盟 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、東村山市少年軟式野球連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所を東村山市内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は少年軟式野球を通じて児童、生徒の体力の向上と健全な精神の育成を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

少年軟式野球に関する諸計画を策定・実施し、その技術の向上を図る。

(イ) 東村山市少年軟式野球大会を開催する。

(ロ) 東村山市少年軟式野球の技術向上に関する指導を行う。

(ハ) 他の市等少年軟式野球チームとの親善交流試合を計画し、実施する。

(ニ) その他本連盟の目的達成に必要な事項。

(ホ) 東京都軟式野球連盟に加盟する。

第3章 組 織

第5条 本連盟は、東京都内、東京都隣接県に居住もしくは通学する児童、生徒で構成され、下記の要件を備えたチームをもって組織する。

1 第6条及び第7条の規定に従い連盟に登録し、所定の会費を納入したチームであること。

2 スポーツ傷害保険に加入していること。

第4章 選手資格及び登録

第6条 本連盟に登録される選手は、第5条に規定された児童、生徒で心身堅固にして、他の模範となる野球愛好の児童、生徒とする。登録される選手は次の部別とする。

1 学童部

2 少年部

第7条 登 録

1 球団、選手、指導者登録は毎年行う。

2 チーム所在地は東村山市に置く。

3 選手、指導者登録は東京都軟式野球連盟(以下東連)所定の登録用紙に記入し、定められた期日までに事務局に提出する。チーム登録選手、指導者は東連登録をもって連盟登録として扱う。

4 同一選手が2チームにわたって登録できない。(少年部は中体連との二重登録を認める)

5 リトルリーグ等(硬式・準硬式)に加盟しているチームの選手の登録は認めない。

6 年度内に全軟登録選手移動を原則禁止とする。ただし転居や他の考慮すべき特別な理由を有する場合はこの限りではない。

特別な理由(ハラスメント被害等)と常任理事会が判断すれば年度内の移動を認める。

7 登録された選手、監督、コーチに変更が生じた場合は、所定用紙に変更内容を記載して事務局に提出しなければならない。

8 大会登録書はデータで事務局に提出し承認を得なければならない。

開会式前日17時以降の変更は認めない。

9 大会において3年生以下を登録する場合理事メールで事前申請を行う。(新人戦・ジュニア大会は除く)

第5章 役員

第8条 本連盟には次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事長	1名
副理事長	2名
理事	各チーム1名以上
事務局長	1名
審判部長	1名
会計監査	2名

第9条 役員を選出

- 1 第8条の役員は、理事会で選出し、代表者会議で承認を得る。
- 2 全理事より理事長1名、副理事長2名、事務局長1名、審判部長1名を互選し、代表者会議で承認を得る。
- 3 本連盟に名誉会長、顧問を置くことができる。
名誉会長、顧問は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第10条 役員の仕事

- 1 会長は本連盟を代表し、副会長と共に本連盟を統括する。
- 2 理事長は、副理事長とともに常時連盟事業の企画執行を統括する。
- 3 理事は、理事会を組織し、理事長とともに常時連盟事業運営実行にあたる。
- 4 事務局長は、理事の中から、企画、渉外、総務、会計等各々の担当を定め、常時連盟の企画遂行にあたる。
- 5 審判部長は、理事の中から副審判部長を定め、別に定める細則により、審判部を統括する。
- 6 会計監査は、連盟の業務及び財務を監査し、翌年度代表者会議で報告しなければならない。
- 7 理事の任期は、1ヵ年とする。ただし再選を妨げない。補欠により就任せるものの任期は前任者の残任期間とする。
- 8 補欠により就任せる理事は、理事会の承認を得るものとする。

第6章 会議

第11条 代表者会議は、本連盟の最高議決機関であって、登録チームの代表者又は監督及び理事をもって組織する。代表者会議は、毎年1回会長が招集し、次の事項を討議決定する。

- 1 本年度の事業及び会計報告の件
- 2 翌年度の事業及び予算計画の件
- 3 理事の改選に関する件
- 4 規約改正及び追加変更に関する件
- 5 その他必要事項

第12条 理事会は、理事長が招集し代表者会議で提案された事項、連盟事業の運営実行に関する事項を審議する。理事会の議長は、事務局長があたる。

第13条 本連盟の目的遂行にあたり必要ある時は理事会決議により臨時に代表者会議を開催できる。

第7章 会計

第14条 連盟登録費は、各部1球団年間5,000円とする。

大会参加費は、1チーム5,000円とする。合同チームは参加チーム数とする。

第15条 本連盟の経費は、連盟登録費・大会参加費・寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第8章 附 則

- 第16条 本規約改正は、代表者会議の決議を経なければならない。
- 第17条 本規約執行上必要な細則は、理事会でこれを定める。
- 第18条 本連盟登録チームは、連盟主催の大会出場権を得る。
- 第19条 大会組合せは、出場チームの代表者による抽選会にて行う。
- 第20条 連盟は、別に定めのない限り大会規約は公認野球規則を準用する。
- 第21条 本規約は、昭和52年5月7日から施行する。

昭和55年4月26日 一部改正

昭和62年4月1日 一部改正

平成元年4月1日 一部改正

平成9年5月18日 一部改正

平成12年3月26日 一部改正

平成15年4月13日 一部改正

平成16年2月8日 一部改正

平成23年2月20日 一部改正

平成26年2月16日 一部改正

平成29年2月12日 一部改正

2019年2月10日 一部改正

2021年2月7日 一部改正

東村山市少年軟式野球連盟 申し合わせ事項

2024年1月27日

当少年野球連盟は、少年野球を通じて児童、生徒の体力向上と健全な精神の育成を図ることを目的として運営されるものである。よって、目的達成のために下記事項を連盟構成員の総意に基づいて申し合わせるものとする。

記

1 会員の自覚

- ① 役員及び審判員は、自己の立場を自覚し本連盟の発展と大会のスムーズな運営を責任持って行うものとする。
- ② 各チームの代表者、監督及びコーチは、チームの責任者としての立場を自覚し役員、審判員に協力するものとする。
- ③ 選手は、アマチュアスポーツマンであることを自覚しチームの責任者及び主将の指揮に従い、正々堂々プレーを行うものとする。

2 試合の準備等

- ① チームは、試合開始予定時間45分前迄に到着し、各球場の責任者にその旨を連絡するものとする。
- ② 試合当日の第一試合の審判員、グラウンド責任チームは、予定通り試合が開始できるよう開始予定時間1時間前迄に集合し審判員は球場の確認、グラウンド責任チームはグラウンド内整備をするものとする。
- ③ 勝利チームは、試合終了後球場内を整備するものとする。
- ④ 使用グラウンドにより個別のローカルルールを別に定める。

3 連絡確認の義務

- ① 雨天等により試合が中止又は延期が予想される場合、事務局、運営部、大会チーム理事にて開催可否を決定する。
- ② 大会チーム理事は、その球場の成績等をできるだけ早く連盟メールにて報告するものとする。
- ③ チームが都合により出場できない場合は、事前に運営部長に連絡するものとする。
- ④ 連盟への連絡は、チームの代表者又は理事が行う。

4 ペナルティー

- ① 大会は各チームの協力によって行われるものであり、違反した場合には理事会にて協議する。
 - (1) 当該大会の出場権を協議する事項
 - ア・代表者会議に出席しなかったチーム
 - イ・組み合わせ抽選会に出席しなかったチーム
 - ウ・開会式に出場しなかったチーム
 - 登録選手全員参加すること。（学校、病欠等を除く。事務局事前連絡）雨天の場合は、招集内容による
 - エ・試合開始時間に遅参したチーム
 - オ・不測の事故による場合
 - (2) 大会終了後出場権を協議する事項
 - ア・没収試合、放棄試合の原因をなしたチーム
 - イ・連盟の運営を妨げたり非協力的なチーム
 - ウ・審判部の依頼により審判員を準備できなかったチーム
 - エ・閉会式の参加を義務づけられているチームが参加しなかった場合

5 会員の提案等

会員は連盟の構成員であることを自覚し、連盟の健全な発展のために必要である建設的な意見等をチームの理事を通じて理事会に提案することができる。

6 市代表球団への参加費補助、出場資格の補足

本連盟で認められた大会に市代表として参加する場合、大会参加費の補助については上限1万円を補助とする。尚、上記に該当するチームは、必ず当該大会参加費の領収書を連盟会計に提出し請求するものとする。出場資格は東京都軟式野球連盟実施要項に準じる。

- 7 チームにおいて重大な法令、条例違反、規約等違反、都・市・連盟ガイドライン違反が確認された場合、理事会にて協議し、処遇について決定する。